

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可  
昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十一号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六

号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第三号中「十八万円」を「二十万円」

に改める。

第五十条第一項第二号中「百万円」を「百五十万円」に、「二百万円」を「三百万円」に改める。

第六十一条第二項中「譲渡が行われた日」の下に、「住宅金融公庫、日本住宅公団又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令第三十六条の二の規定に該当するものが、注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行なわれた場合は、当該譲渡の後最初に行なわれた使用又は譲渡の日」を加える。

第六十二条の二第一項中「一百万円」を「五百万円」に、「十万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に改める。

第百四十条中「一万二千五百円」を「一万五千円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（県民税に関する規定の適用）

2 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第三十二条の規定は、昭和三十九年度分の個人の県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業種に関する規定の適用）

3 新条例第五十条第一項第二号の規定は、この条例の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

4 新条例第六十二条の二の規定は、昭和三十九年一月一日以後において不動産を取得した場合について適用する。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

5 この条例の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この条例の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合においては、当該引渡し又は移出を新条例第三百六十六条に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新条例の規定（第三百三十八条第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

6 この条例の施行前において特約業者又は元売業者がこの条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、この条例の施行

後において当該譲渡を受けた軽油（前項の規定により課税される軽油を除く。）を譲渡した場合においては、当該特約業者又は元売業者を販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新条例の規定（第三百三十八条第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

7 この条例の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次項の免税証に記載された軽油の数量とあわせて県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの条例の施行の日に特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行つたものとみなし、新条例の規定（第三百三十八条第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油

引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

8 この条例の施行前において免税軽油の使用者から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者がこの条例の施行の際当該免税証を所持している場合において、当該免税証に記載された免税軽油の数量が前項の軽油の数量とあわせて県内において一キロリットル以上であるときは、当該小売業者がこの条例の施行の日に特約業者又は元売業者から当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行つたものとみなし、新条例の規定を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千五百円とする。

9 前三項の場合において、軽油引取税の徴収は申告納付の方法によるものし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、この条例の施行の日（附則第六項の場合にあつては、特約業者又は元売業者が譲渡をした日）から起算して

一月以内に、課税引取税の課税標準量、税額その他必要事項を知事の定める申告書に記載して知事に提出し及びその税額を納付しなければならぬ。

10 新条例第四百九十九条の規定は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十九号）附則第二十一条第二項の場合について準用する。

（旧条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった真税の取扱い）

11 旧条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった真税については、なお従前の例による。

（委任）

12 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。

施行日 火 金

行 者 鳥取県鳥取市東町二十番